

平成 23 年 3 月 25 日閣議決定

## 「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の概要

## 1. 変更の趣旨

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）に基づく総量削減基本方針は、平成 22 年度までを目標としていることなどから、中央環境審議会を諮問を行い、総量削減基本方針の変更に関する中間報告を得た。

これを踏まえつつ、総量の削減に関する新たな目標を定めるとともに、施策に関する基本的事項等について変更を行う。

## 2. 基本方針の変更の概要

## ○総量の削減に関する目標について

- ・平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。ただし、平成 27 年度までに監視測定局における環境基準を達成するよう最善を尽くす。

## ○自動車単体対策の強化等について

- ・ディーゼル平成 28 年目標値に沿った排出ガスの低減を図る。
- ・ポスト新長期規制適合車の早期普及を図る。

## ○低公害車の普及促進について

- ・国及び地方公共団体等は調達した物品等を輸送する際、低公害車の使用等に努める。

## ○エコドライブの普及促進について

- ・関係省庁、地方公共団体が関係業界の自主的な取組みを支援する。